

全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）資料

平成25年2月19日（火）

社会・援護局

I 社会関係

(重点事項)

頁

第1	生活保護制度等について（保護課、自立推進・指導監査室）	
1	生活保護制度を取り巻く状況等について -----	3
2	切れ目のない就労・自立支援策とインセンティブ強化について ---	4
3	健康・生活面に着目した支援について -----	8
4	不正・不適正受給対策の強化について -----	9
5	医療扶助の適正化について -----	14
6	地方自治体の体制整備について -----	17
7	平成25年度生活保護基準について -----	18
8	生活保護法施行事務監査等について -----	20
第2	新たな生活困窮者支援体系の構築について（生活困窮者自立支援室） -	24
第3	地域福祉の推進等について（地域福祉課、生活困窮者自立支援室、総務課）	
1	地域福祉の推進について -----	36
2	生活福祉資金貸付制度について -----	47
3	ホームレス等への支援について -----	48
4	矯正施設退所者の地域生活定着支援について -----	51
5	ひきこもり対策について -----	53
第4	福祉・介護人材について（福祉基盤課）	
1	福祉・介護人材確保対策について -----	68
2	経済連携協定に係る外国人介護福祉士候補者の受入れについて ----	74
第5	社会福祉の基盤整備について（福祉基盤課）	
1	社会福祉法人を取り巻く状況について -----	78
2	社会福祉施設の防災対策等について -----	81
第6	災害対策等について（災害救助・救援対策室）	
1	災害発生時の実施体制の強化について -----	87
2	災害救助法の運用について -----	91
3	災害弔慰金等について -----	95
4	災害救助法等の所管業務にかかる内閣府への移管について -----	95

第7	地方改善事業等について（地域福祉課）	-----	96
第8	消費生活協同組合の指導・監督について（消費生活協同組合業務室）	-	99
第9	独立行政法人福祉医療機構について（福祉基盤課）		
1	福祉貸付事業について	-----	104
2	社会福祉施設職員等退職手当共済事業について	-----	105

(予算概要) 頁

	平成25年度予算（案）の概要	-----	110
--	----------------	-------	-----

(参考資料) 頁

1	社会保障審議会生活保護基準部会報告書の概要	-----	118
2	福祉・人材確保緊急支援事業	-----	121
3	介護福祉士等修学資金貸付事業の拡充	-----	122
4	被災3県の求人・求職動向	-----	123
5	福祉避難所の指定状況について	-----	124
6	民間金融機関との協調融資（併せ貸し）制度の概要	-----	126

II 援護関係

(重点事項)	頁
第1 戦没者等の妻及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の 改正法案について -----	129
第2 戦没者等の妻に対する特別給付金の個別案内等について -----	131
第3 遺骨帰還等慰霊事業について	
1 遺骨帰還事業について -----	133
2 慰霊巡拝事業について -----	134
3 慰霊碑に関する事業について -----	135
第4 戦没者遺骨のDNA鑑定及び遺骨等の伝達について -----	138
第5 中国残留邦人等に対する支援策の実施について	
1 中国残留邦人等に対する支援策の実施について -----	141
2 支援給付事務の監査について -----	142
第6 旧ソ連抑留中死亡者の資料調査等について -----	143
第7 昭和館・しょうけい館の入館促進について -----	144
(予算概要)	頁
平成25年度援護関係予算(案)の概要 -----	146
(参考資料)	頁
1 平成25年度予算(案)事項別内訳 -----	148
2 援護年金について -----	151
3 援護年金等受給者数について -----	152
4 戦後強制抑留者特別措置法の基本方針について -----	153
5 昭和館について -----	161
6 しょうけい館について -----	162
7 援護関係資料の国立公文書館への移管について -----	163

I 社会関係

重 点 事 项

第1 生活保護制度について

1 生活保護制度を取り巻く状況等について

(1) 生活保護の動向（平成24年11月時点）

平成24年11月時点の生活保護受給者数は約215万人（生活保護受給世帯数：約157万世帯、保護率：1.68%）となっており、平成23年7月に現行制度下での過去最高を更新して以降増加傾向が続いている。

ただし、対前年同月伸び率は3.2%となっており、平成22年1月の12.9%をピークに減少傾向にある。（世界金融危機直前（平成20年10月）の伸び率は3.0%）

年代別にみると60歳以上の受給者数の伸びが大きく、生活保護受給者の過半数（約51%）は60歳以上の者となっている。一方で、厳しい経済情勢の影響を受け、失業等により生活保護に至る世帯を含む「その他の世帯」の伸びは10年前の7.2万世帯から28.8万世帯と10年間で約4倍となっている。

(2) 生活保護制度の見直しについて

ア 生活保護制度の見直しの基本的考え方について

生活保護制度には、「最後のセーフティネット」としての役割を引き続き十分に果たしていくことが求められており、支援が必要な人に確実に保護を実施するという基本的な考え方は変わるものではない。

その上で、近年の生活保護受給者が急増する等の状況を踏まえ、就労・自立支援対策、不正・不適正受給対策、医療扶助の適正化などを中心に見直しを図ることとしている。

イ 生活保護制度の見直しについて

生活保護制度については、社会保障制度改革推進法（平成24年法律第64号）においても、同法附則第2条において、生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに総合的に取り組むこと等が規定されている。

そのような状況下の中、社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会において、生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに関する具体的な制度設計について審議が重ねられ、平成25年1月に報告書が取りまとめられたとこ

ろである。

生活保護制度の見直しについては、今後、当部会の報告書を基に、運用上で実施可能な事項については、地方自治体の意見も踏まえつつ、できる限り速やかな実施を図る（予算措置を伴う事項については、予算成立後に順次実施）とともに、法律上の措置が必要な事項については、生活困窮者対策の実施に併せ、生活保護法を改正することとしている。

2 切れ目のない就労・自立支援策とインセンティブ強化について

(1) 就労・自立支援の取組強化

各自治体には就労支援をはじめとして積極的に自立支援に取り組んで頂いているところであるが、今般、就労支援の一層の強化等を行うこととしているので、各自治体においてはこれらの取組を推進できるよう体制整備をお願いする。

ア 就労支援員の増配置等について

ハローワークへの同行や面接支援等特別なサポートを必要とする生活保護受給者の就労支援を行う就労支援員（平成25年1月現在、1,980名（就労意欲喚起を行う者等を含む。）による、就労自立のためのきめ細かな支援は、必要不可欠な存在となっている。

このため、平成24年の経済対策で各都道府県の基金（緊急雇用創出事業臨時特例基金・補助率10/10）の事業実施期間を平成25年度末まで延長し、生活保護受給者の就労支援に必要な経費を確保し、必要な数の就労支援員が確保できるよう基金の配分を行ったところであるので、各自治体におかれては、生活保護受給者の就労支援について一層の強化に取り組まれるようお願いする。

イ 生活保護受給者等就労自立促進事業（仮称）の創設

都道府県労働局・公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）と地方自治体との協定等に基づく連携を基盤として、生活保護受給者等の就労促進を図る「福祉から就労」支援事業を平成23年度から実施し、実績をあげているところである。

平成25年度からは、ハローワークと地方自治体が一体となった就労支援を抜本強化するため、本事業を発展的に解消し、さらに、国が行う業務と地方が行う業務

を一体的に実施する「一体的実施」の成果を最大限活用しながら、新たに生活保護受給者等就労自立促進事業（仮称）を創設する予定である。

具体的には、地方自治体へのハローワーク常設窓口の設置や巡回相談等の実施によるワンストップ型の支援体制を全国的に整備の上、生活保護の相談・申請段階の者等ボーダー層を含めた支援対象者の大幅な拡大、早期支援の徹底及び求職活動状況の自治体との共有化など、就労支援を抜本的に強化し、生活困窮者の就労による自立を促進することとしている。各自治体におかれては、生活保護の相談・申請段階の者を含め支援対象者の送り出しなど、都道府県労働局・ハローワークとの連携を一層強化していただくようお願いする。

ウ 子どもの貧困連鎖の防止に向けた取組について

貧困連鎖の防止については、従前より「社会的な居場所づくり支援事業」として、中学 3 年生を中心に高等学校進学率の向上を目指す学習支援の場の提供、家庭訪問・養育相談等の積極的なアウトリーチ支援、高校生の中退防止のための支援等に取り組んでいただいているところである。

平成 25 年度予算（案）においては、従前の取り組みに加えて、学習支援の対象学年を中 1、中 2 にまで拡大、高校中退防止のための夜間、休日の個別相談や職場体験の取組の強化、新たに、子どもが規則正しく学校に登校し、社会性をつけるための全般的な日常生活支援を行う居場所の提供、「働く大人」像の実体験のための合宿や就労体験の場の提供等支援を行うこととしている。

各自治体におかれては関係機関と調整の上、これまで以上に積極的に取り組まれるようお願いする。なお、参加対象者の範囲については特段の事情がある場合を除き、原則として生活保護受給世帯の子どもとすることとしているのでご了知いただきたい。

エ 自立支援プログラムの策定について

自立支援プログラムは、①管内の被保護世帯全体の状況を把握し、②被保護者の状況や自立阻害要因を類型化し、それぞれの類型ごとに取り組むべき自立支援の具体的内容や実施手順等を定め、③これに基づき個々の被保護者に必要な支援を組織的に実施することによって、被保護世帯が抱える様々な問題に対処し、これを解決

するための、「多様な対応」、保護の長期化を防ぐ「早期の対応」、効率的で一貫した組織的取り組みを推進する「システムの対応」を可能とするものである。

各自治体におかれては、これまで以上に就労支援に取り組んでいただくとともに、子どもの健全育成に関する支援や、就労が困難な生活保護受給者に対する社会的自立の支援についてもより一層強化するようお願いする。

(2) 早期の集中的な就労・自立支援

保護開始直後から脱却後まで、稼働可能な者については、切れ目なく、また、どの段階でも、就労等を通じて積極的に社会に参加し、自立することができるよう支援を行う必要がある。

① 保護開始段階での取組

生活保護の受給に至った者が、就職できないという状況が長く続くと、自立が困難になってくる傾向があるため、早期に対策を講じることが必要である。

このため、就労可能な者については、就労による保護からの早期脱却を図るため、保護開始時点で例えば6月間を目途に、生活保護受給者主体の自立に向けた計画的な取組についての確認を行い、そのことについて本人の納得を得て集中的な就労支援を行うこととしている。

その際、一般就労が可能と判断される者について、自らの希望を尊重した就労活動を行ったにもかかわらず、一定期間経過後も就職の目途が立たない場合等には、それまでの取組に加えて、本人の意思を尊重しつつ、職種・就労場所を広げて就職活動を行うことを基本的考え方とすることを明確にすることとしている。

② 保護開始後3～6月段階での取組

それまでの求職活動を通じて直ちに保護脱却が可能となる程度の就労が困難と見込まれる稼働可能な者については、生活のリズムの安定や就労実績を積み重ねることで、その後の就労に繋がりやすくする観点から、低額であっても一旦就労することを基本的考え方とすることを明確にする。

(3) 就労活動促進費の創設について（平成25年8月から）

受給者の自発的な能力活用等の取組を促す観点から、就労支援プログラム等へ

の参加など、活動内容や頻度等を踏まえて自ら積極的に就労活動に取り組んでいると認められる者に対して、その活動に要する経費等も踏まえた定額の手当を支給する就労活動促進費を創設する予定である。

(4) 勤労控除の見直しについて

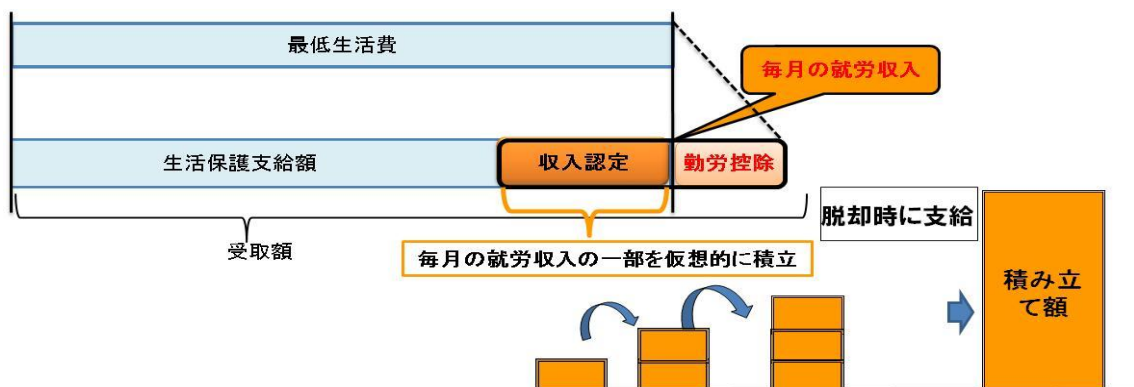
生活保護受給中の就労インセンティブ施策として勤労控除制度があるが、現在の勤労控除は一定の効果はあるものの、一層の就労を促すためには現在の金額では不十分との指摘もあり、増収するほどに控除率が低下する仕組みを見直す必要があることから、全額控除となる水準や控除率を見直すこととしている。併せて、実施機関によりその活用の程度にばらつきがある特別控除については、廃止することとしている。

(5) 就労自立給付金（就労収入積立制度）の創設について

生活保護から脱却すると、税や社会保険料等の負担が生じ、結果的に可処分所得が減少してしまうという問題があり、こうした点を踏まえて、生活保護を脱却するためのインセンティブを強化する必要がある。

このため、保護受給中の就労収入のうち、収入認定された金額の範囲内で別途一定額を仮想的に積み立て、安定就労の機会を得たことにより保護廃止に至った時に支給する制度の創設を予定している。

※ 制度イメージ



(6) 支援方法の見直し等について

① 自動車の処分保留期間の延長

公共交通手段がないなど車が主な通勤手段である地域においては、車の保有を認めることが就労に結びつくと考えられることから、一般低所得者との均衡にも配慮しつつ、車の処分を保留する期間を延長する予定である（概ね半年→1年）。

② 転居を伴う就労支援

現在は住所地から通勤可能範囲の就労を主に支援しているが、その範囲内に稼働能力に応じた職場がない場合であって、長期に安定的な就労機会が確保できるなど保護脱却が十分に見込める場合には、敷金や移送費等を負担する方向で見直す予定である。

3 健康・生活面に着目した支援について

(1) 生活保護受給者の健康管理を支援する取組について

生活保護受給者ができる限り病気を患うことなく健康で生活することは、受給者が様々な自立に向けたチャレンジを行う上で基本となるものである。

このため、福祉事務所は、受給者に対し、健康増進法に基づく市町村の健康診査の受診などを促す等により、自らの健康保持への動機付けを行うなど、生活保護受給者自らが健康の保持・増進に努めて頂くための支援を行う必要がある。

そのため、具体的には、福祉事務所において、健康診査結果に基づく保健指導や、受給者からの健康や受診に関する相談等があった際に助言指導等必要な対応を行う専門の職員を配置できるようにするなど、福祉事務所の体制強化を行うこととしている。

また、福祉事務所が、生活保護受給者の健康状況を踏まえた効果的な助言指導を可能とするため、目的外には使用しないとといった点には十分配慮しつつ、法第29条の調査権限を強化することにより、これまで個人情報保護の観点から入手が難しかった、健康診査の結果等を入手可能にすることを検討することとしている。

このことを通じて、生活保護受給者の疾病の予防及び早期発見や重症化予防、状況に応じた医療機関との連携及び福祉事務所自体の医療扶助に係る相談・助言に関する体制の強化が図られていくものと考えている。

(2) 家計管理を支援する取組

生活保護受給者が限られた保護費をやりくりして適切な生活を送るためには、自ら家計管理ができるようになることも必要である。このため、まずは受給者本人において保護費の適切な管理を行うことを明確にした上で、福祉事務所が必要と判断した者については、受給者の状況に応じてレシート又は領収書の保存や家計簿の作成など支出内容を事後でも把握できるようにする予定である。

(3) 居住支援に関する取組

生活保護の住宅扶助については、その適正使用の観点からの指摘があることから、住宅扶助費の目的外使用を防止することが必要な家賃滞納者等については、代理納付を推進するとともに、生活保護受給者の居住の確保の観点から、住宅扶助の代理納付の仕組みを活用して、家賃滞納のリスク解消という家主に対するメリット付けを行うことで、既存の民間住宅ストックへの受給者の受入れを促進していく予定である。

併せて、生活保護受給者が地域に円滑に定着できるのかといった大家の不安や、代理納付した場合、受給者と家主の間で解決すべき日常生活上の課題についてまで自治体での対応を求められる状況もあることから、地域で見守り活動を行う民間団体に一定の日常生活支援・相談も併せて行ってもらいながら、生活保護受給者の居住支援を進めていく予定としている。

4 不正・不適正受給対策の強化等について

生活保護の不正受給については、把握されているケースを金額ベースで見ると全体の保護費の0.4%（平成22年度）という水準ではあるが、一部であっても不正受給があり、そのことへの対応を放置することは、生活保護制度全体への国民の信頼を損なうことにも繋がりがねないため、厳正に対処することが必要である。

このため、真に支援が必要な人には確実に保護が行われるということに十分に留意しつつ、不正・不適正受給対策の強化等を検討していくことが必要である。

(1) 地方自治体の調査権限の強化

生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第4条第1項において、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、

その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

このため、法においては、地方自治体が保護の決定又は実施のために生活に困窮する者の資産や能力などを確認するための調査権限を定めているところであるが、不正受給防止のためには、地方自治体の調査権限を拡大すべきとの指摘もあることから、地方自治体の調査権限の強化に向け、下記の取り組みを検討することとしている。

ア 法第29条の調査権限の内容については、現在、要保護者又は扶養義務者の「資産及び収入の状況」に限定されているが、受給者に対する自立に向けた更なる就労指導、受給者の生活実態の把握や保護費支給の適正化を確保するため、就労の状況や保護費の支出の状況等を追加する。

イ 法第29条の調査対象者についても、例えば、現在は保護を受給していないものの、過去の保護受給期間中に不正に保護を受給していたことが、後日、明らかになった者について、保護受給中の状況を確認することが必要となった場合であっても、法第29条にはその権限が明確にはされていない。

このため、調査対象者について、現行の「要保護者及びその扶養義務者」に加えて、「過去に保護を受給していた者及びその扶養義務者」も対象とすることを追加・明確化する。

なお、この場合において、保護の受給歴があることによって、以後、いつまでも調査対象とすることは、保護の申請が抑制されるおそれもあるとの意見もあるので、保護廃止後、一定期間に限定することなどを検討する予定であるのであらかじめご了承ください。

ウ 法第29条に基づく調査を行った場合に、回答が得られないことにより、保護の決定又は実施に支障があるとの指摘もあることから、官公署については、調査に対する回答義務の創設を検討する。

エ 受給者の生活実態の把握や不正受給が疑われる場合の事実確認等において、受給者から説明を求めることがあるが、現状では明確な根拠規定がないことから、福祉事務所は、個々のケースの状況に十分配慮した上で、必要に応じて、受給者や扶養

義務者、過去に保護を受給していた者等に対し、保護の決定及び実施等に必要な説明を求めることができる旨の権限を設けるとともに、説明を求められた場合には、その者は、必要な説明を行うこととする。

(2) 不正受給に係る徴収金と保護費との調整

不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者等があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、法第78条の規定に基づき、その費用を、その者から徴収することができる」とされている。

都道府県又は市町村の長が、費用の徴収を行うにあたり、徴収の対象者が受給者である場合には、法第58条の規定に基づき、保護費の差押が禁止となっていることから、保護費の全額を支給したうえで、徴収すべき金額を分割して調定するなどにより、保護費から返還を求めることとなる。

しかし、都道府県又は市町村の長が、費用徴収を行う時点で、すでに不正受給により得た金銭を費消しているケースが多く、費用徴収の実効性が低いとの指摘を受けているところである。

このため、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が、受給者に対して、徴収債権を有している場合には、その徴収金について、本人からの申し出を受け、保護の実施機関が最低限度の生活の維持に支障がないと認めた場合に、福祉事務所が保護費との調整をすることができないか検討することとしている。

(3) 第三者求償権の創設について

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされているため、交通事故等を原因として、受給者が医療機関を受診する場合、本来であれば、損害保険会社等により医療費の支払いがなされるべきである。

しかし、受給者にとっては、その治療に要する費用が損害保険会社等から支払いがなされるのか、医療扶助によって支給がなされるかは、実質的に差異がないため、損害保険会社等に請求を行わず、結果として医療扶助が適用されるケースがある。

また、福祉事務所は、医療扶助が適用された後に、受給者に対して保険金等が支払われた場合には、法第63条に基づく費用返還請求を行う必要があるが、示談までに

時間を要することや、一時金（仮払金、内払金等）の支払いがあるなど、保険金等の振込時期や金額の把握が困難であることなどから、受給者が保険金等の受領を未申告のまま、費消してしまうといったケースもある。

このため、都道府県知事又は市町村の長は、保護を行うべき事由が第三者の行為によって生じた場合において、保護費を支弁したときは、その保護費の限度において、受給者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得するなど第三者求償権の創設を検討することとしている。

(4) 徴収金に対する税の滞納処分の例による処分について

不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者等があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、法第78条の規定に基づき、その費用を、その者から徴収することができることとされている。

しかし、当該者自らが徴収金の返還を行わなかった場合においても、地方公共団体の歳入は、法律で特に定めのない限り、強制徴収の方法を講ずることができないため、都道府県知事又は市町村の長は、一般債権と同様の保全手続に従って徴収を行うこととなり、事務負担が大きいとの指摘もある。

このため、都道府県知事又は市町村の長は、不正受給に係る徴収金についても、地方税の滞納処分の例により処分を行うことが可能とするよう検討することとしている。

(5) 稼働能力があるにもかかわらず明らかに就労意思のない者への対応

生活保護では、要保護者に稼働能力がある場合には、その稼働能力を最低限度の生活の維持のために活用することが必要である。

このため、稼働能力があるにもかかわらず、その能力に応じた就労活動を行っていないことを理由として、法第62条第4項等に規定する所定の手続を経て、保護を廃止された受給者が、その後、同様の状況の下で就労活動に取り組むことを確認した上で再度保護を受給するに至った後、やはり稼働能力に応じた就労活動を行わないため保護を再び廃止された場合には、その後再々度の保護申請があった場合の審査について、急迫の状況ではないことなど一定の条件のもとに、要件をより厳密に確認することとしている。

なお、就労の意思がないと判断する際、ケースワーカーの恣意的判断を懸念する意

見もあるため、運用にあたっては、保護の要件や、真に支援が必要な者には確実に保護を行うという制度の基本的考え方が変わるものではないことに留意することとしている。

(6) 不正受給の罰則の引き上げ及び徴収金の加算

不正受給は、制度に対する国民の信頼を揺るがす深刻な問題であり、厳正な対応が必要である。

生活保護制度における不正受給は、平成22年度で約2万5千件、金額にして約12.9億円であり、近年増加傾向にある。

増加要因としては、近年、受給者が増加している中で、地方自治体における不正受給対策に向けた取組の強化・徹底が図られたことが考えられる。

一方、法第85条において、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者等に対する罰則として、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金と規定しているが、生活保護法と同様に憲法第25条の理念に基づく国民年金法に係る不正受給に対する罰則については、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金となっているなど、他法令の罰則を踏まえると、罰則による抑止力が十分ではないとの指摘がある。

また、不正受給が発覚した場合であっても、その不正に得た保護費に相当する額を返還するに過ぎず、法第85条等に定める罰則に関する告訴・告発等の措置をとらない限り、不正受給に対するペナルティが実質的に存在しないとの指摘もある。

このため、不正受給に対する罰則の引上げとともに、都道府県又は市町村の長は、不正受給に係る徴収金額に加え、一定割合の金額を上乗せして、徴収を求めることができることとすることを検討することとしている。

(7) 扶養義務の適切な履行の確保

生活保護制度では、扶養義務者からの扶養は、受給する要件（前提）とはされていない。この考え方は、扶養義務者が扶養しないことを理由に、生活保護の支給を行わないとした場合には、本人以外の事情によって、本人の生活が立ちゆかなくなることも十分に考えられることによるものである。

一方で、本人と扶養義務者の関係において考慮が必要な特段の事情がない場合であって、扶養が明らかに可能と思われるにもかかわらず、扶養を拒否しているといった

ケースは、国民の生活保護制度に対する信頼を損なうことになりかねず、適切ではないと考えている。

このため、本当に保護が必要な人が受けることができなくならないように、また、家族関係の悪化につながらないように特段に留意しつつ、福祉事務所が必要と認めた場合には、扶養が困難と回答した扶養義務者に対して、扶養が困難な理由を説明することを求めることを検討することとしている。

なお、その際、扶養義務の調査については慎重に対応することが必要であること、扶養が困難な理由の説明を求めることが、保護の漏給につながることをないよう留意することとしている。

また、福祉事務所と扶養義務者の間で扶養の範囲について協議が調わなかった場合、家庭裁判所に対する調停等の申立手続の積極的活用を図るため、扶養請求調停手続の流れ等を示したマニュアルや具体的な扶養請求調停手続のモデルケースを示すこととしているので御了知願いたい。

5 医療扶助の適正化について

(1) 医療扶助適正化に向けた取組について

ア 平成 23 年度の生活保護費負担金の事業費ベースの実績では、医療扶助費が約 1 兆 6,400 億円、保護費全体の約半分（46.9%）を占めている。このため、生活保護制度に対する国民の理解と信頼を確保するためにも、医療扶助の適正化に向けた取組を推進していく必要がある。

イ 生活保護等版レセプト管理システムを活用した取組の推進

平成 23 年度より全国で運用されている生活保護等版レセプト管理システム（以下、「電子レセプトシステム」という。）は、受給者や医療機関別にレセプトを抽出して点検を行うなど効率的・効果的なレセプト点検が可能であるため、各地方自治体において創意工夫し活用することにより、医療扶助の適正化に向けた取組に与するものである。

平成 24 年 10 月には、電子レセプトシステムの機能改修を行い、頻回受診や薬の過剰な多剤投与を受けている者など適正化の対象となり得る者を容易に抽出できるよう機能強化を行っている。これにより、不適切な受診行動が疑われる事例を把握する作業の効率化が図られ、受給者に対する指導等へ重点を置くことができる

ため、受給者の適正受診に向けた取組を効果的に実施できるものと考えている。

また、本年3月に電子レセプトシステムの機能改修を行い、請求に特徴が見られる医療機関を容易に抽出できるよう機能強化を行うこととしており、これにより、不適切な請求等が疑われる医療機関を絞り込み、重点的に点検・指導等を実施していくことが可能になるものと考えている。

電子レセプトシステムは、これを積極的に活用することによって、様々な医療扶助の適正化に向けた効率的かつ効果的な取組に繋がるものであるため、国においても、マニュアルの改訂等を通じて活用を支援していくので、地方自治体におかれても、積極的に電子レセプトシステムを活用し、医療扶助の適正化に向けた実効性のある取組を実施されたい。

(2) 後発医薬品の更なる使用促進

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及は、患者の負担軽減及び医療財政の改善に資することから、厚生労働省では、平成24年度までに後発医薬品の数量シェアを30%以上とすることを目標に、「後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム」（平成19年10月）を策定し、総合的な取組を行っている。

また、平成24年4月の診療報酬改定においては、引き続き後発医薬品の使用促進のための環境整備を進めており、さらに、平成24年度中に後発医薬品の使用促進に係る新たなロードマップを作成するなど、更なる後発医薬品の使用促進を図ることとしている。

都道府県の取組としては、「後発医薬品の安心使用促進のための協議会」（都道府県協議会）を設置し、地域の実情に応じた後発医薬品の使用促進のための検討を行うとともに、各種の取組を実施されているところである。

このように、国全体で後発医薬品の使用促進に取り組んでいる中、生活保護における後発医薬品の使用は、医療全体の後発医薬品の金額シェア8.4%（平成23年5月調剤分）に対し、生活保護分は7.5%（平成23年6月支払基金審査分）にとどまっている。

こうした状況を鑑み、今般、医師が後発医薬品の使用を認めている場合は、後発医薬品を原則として使用するものとし、これにより生活保護においても後発医薬品の使用を促進していくこととしている。

【後発医薬品の使用を原則とすることの考え方】

- 医師が後発医薬品の使用が可能であると判断した(一般名処方を含む)場合は、後発医薬品を原則として使用する。
 - ※ 受給者が、先発医薬品を希望する場合は、一旦は先発医薬品の使用を認めるが、「先発医薬品の方が高額だから」といった理由により先発医薬品を使用する場合には、前述3にある健康管理指導の対象とし、適正な服薬等が行われるように支援する。ただし、強制的措置は行わない。
- 医師が後発医薬品の使用を認めている場合に、医療機関が生活保護受給者に対し後発医薬品の使用を促すことについて法制化することを検討する。

(3) セカンドオピニオン（検診命令）の活用

福祉事務所の嘱託医等が、生活保護受給者の健康状態や医療の継続性等について確認する際に、他の医療機関による検診結果が必要な場合には、他の医療機関等の検診を受けるよう受給者に指示することを徹底することとする。

また、長期にわたり医療扶助を受給している場合には、当該受給者の疾病の状況、稼働能力等を確認するため、原則として定期的に他の医療機関等の検診を受けることを検討することとしている。

(4) 医療機関に対する指導等について

多くの医療機関では適正な医療が行われている一方、一部で不正事案があるが、生活保護制度に対する信頼を確保するためには、こうした一部の不適切な医療機関については厳正に対処していく必要がある。

このため、下記について今後、検討することとしている。

- ・ 指定医療機関の指定要件及び指定取消事由については法律上明確な規定がないため、健康保険の取扱いを参考に、指定医療機関の指定要件及び指定取消要件を法律上明確化すること。
- ・ 現在は無期限となっている指定医療機関の指定の有効期間についても、6年間の有効期間を設けている健康保険法の例を参考に、有効期間を導入すること。
 - ※ 自治体の負担軽減の観点から、指定の有効期間を設定した場合に指定更新

手続きの簡素化を図る。

- ・ 健康保険法の保険医療機関の取消しを受けても、生活保護法の取消しを受けなければ、生活保護の指定医療機関として生活保護受給者への診療が可能となっている。このため、例えば、指定医療機関又は保険医療機関のいずれかの指定が取り消された際に、両制度間で関連性を持たせて対応できるよう工夫をすること。
- ・ 過去の不正事案に対しても厳正に対応する必要があるため、健康保険の取扱いを参考に、現在対象となっていない指定医療機関の管理者であった者についても、報告徴収や検査等の対象とすること。
- ・ 不正を行った指定医療機関に対しては厳正に対処する必要があるため、健康保険の取扱いを参考に、取消処分前に指定医療機関等の指定辞退がなされた場合は、指定取消があった場合と同様に取扱い、原則5年間は再指定できないこととすること。

また、指定医療機関への指導に当たって、地方自治体のみでは指導に当たる医師を確保することが困難なために、十分な指導ができるとは言い難い状況にある。このため、下記についても検討することとしている。

- ・ 必要に応じて、国（地方厚生局）による指導等も実施できるようにすること。
- ・ 地方厚生局に生活保護の指定医療機関に対する指導等を行う専門の職員を配置すること。

また、前述（1）のイのとおり、本年3月に電子レセプトシステムの機能改修を行い、請求に特徴が見られる医療機関を容易に抽出可能にするため、指定医療機関への指導等に当たっては、請求等に特徴がある医療機関を抽出し、当該医療機関の状況を総合的に勘案した上で、指導対象となり得る医療機関を選定し、重点的に指導等を実施していくこととする。

6 地方自治体の体制整備について

生活保護ケースワーカーの人件費については、従前より地方交付税により措置しているところであるが、近年の被保護世帯の急増に対応するため、平成21年度以降、毎年度増員されているところである。

地方交付税の算定基礎となる職員数全体は減員となる中で、受給者が増加している状況や生活保護制度の見直し等を考慮し、平成25年度においては、標準団体規模（都道

府県：人口20万人、市町村：人口10万人）で、

- ・ ケースワーカーが都道府県で3人、市町村で2人
- ・ 査察指導員が都道府県で1人
- ・ 嘱託医手当等の増額

が予定されている。

については、前述したとおり、各自治体の福祉担当部局においても、生活保受給者の健康に関する相談・支援に必要な専門職員の配置の検討など、地域の実情にあわせて、福祉事務所の体制強化に必要な増配置がなされるよう関係部局との調整を図りたい。

【標準団体規模（都道府県：人口20万人、市町村：人口10万人）の算定基礎数値】

○ ケースワーカー

都道府県 22人（対前年度+3人）

市 15人（対前年度+2人）

○ 査察指導員

都道府県 3人（対前年度+1人）

市 2人（対前年度±0人）

○ 嘱託医手当等

都道府県 7,071千円（対前年度+3,092千円）

市 2,117千円（対前年度+927千円）

7 平成25年度生活保護基準について

(1) 生活扶助基準の検証結果

生活扶助基準については、一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか定期的に見極めるため、全国消費実態調査等を基に5年に1度検証を行うこととされている。

このため、平成23年2月に、学識経験者による専門的かつ客観的な検証を行う場として、社会保障審議会の下に常設部会として生活保護基準部会を設置した。平成23年4月以降、13回にわたり熱心な御議論をいただき、本年1月に検証結果を踏まえた報告書がとりまとめられた。（詳細は別紙）

今回の検証では、最新の全国消費実態調査等のデータを用いて、生活扶助基準額

と一般低所得世帯（年間収入階級第1・十分位。以下同じ。）の消費実態について、年齢階級間、世帯人員間、級地間の相対関係について指数によって比較を行い、その乖離について検証を行った。

検証結果のポイントとしては、年齢階級別で見ると現行基準の想定している相対的な指数と消費実態による指数の間に乖離が認められた。同様に世帯人員別に指数の状態を見ても、現行基準と消費実態の間に、世帯人員が増えるにつれて乖離が拡大する傾向が認められた。

また、級地別についても比較対照したところ、現行基準が想定している地域差より消費実態の地域差の方が小さくなっていることが認められた。

なお、報告書では、厚生労働省において生活扶助基準の見直しを検討する際には、報告書の評価・検証の結果を考慮し、その上で他に合理的説明が可能な経済指標などを総合的に勘案する場合は、それらの根拠についても明確に示すよう指摘されている。

(2) 生活扶助基準等の見直し

今回の生活扶助基準等の見直しでは、前述の生活保護基準部会における検証結果に基づき年齢・世帯人員・地域差といった制度内の「歪み」を調整するとともに、近年デフレ傾向が続いているにもかかわらず生活扶助基準額が据え置かれてきたことを踏まえ、前回の平成19年検証の結果を考慮して、平成20年の基準が定められたことから、それ以降の物価動向を勘案することとした。今回の見直しはこうした合理的な考え方に基づく適正化を図るものである。

各種加算についても同様に物価動向を勘案することとしている（他制度に並んで同額となるように改定しているものは除く）。また、期末一時扶助についても、物価動向を勘案するとともに、現行では世帯人数が増えると単純に世帯人数倍していた支給額に世帯規模の経済性（スケールメリット）を導入する見直しを行うこととする。

なお、激変緩和の観点から適正化の影響を一定程度に抑えるため、現行基準からの増減幅が±10%を超えないように調整することとしている。また、被保護者への周知、自治体におけるシステム改修に要する期間に配慮し平成25年度については8月から実施（※）することとする。更に、3年間の経過措置を設け、見直しを

段階的に行うこととする。

(※ 今回の生活保護基準の検証結果や物価の動向の勘案による見直しに含まれない事項に関する改定（一時扶助、住宅扶助、出産扶助、生業扶助、新規就労控除を予定）についても8月からの施行とするが、特別基準の設定が必要な場合には情報提供されたい。）この他、前述のとおり、生活保護受給中の就労インセンティブ施策として機能している勤労控除制度について全額控除となる水準や控除率を見直すこととしている。併せて、実施機関によりその活用の程度にばらつきがある特別控除については廃止することとする。この点についても平成25年8月からの施行とする。

(3) 生活扶助基準の見直しに伴う他制度への影響

今回の生活扶助基準の見直しに伴う他制度への影響については、それぞれの制度の趣旨や目的・実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないよう、政府全体として対応していくこととしている。

また、地方単独事業について、生活扶助基準の見直しが対象者や支給額等に影響する可能性があるものについては、国の取組を説明の上、その趣旨をご理解いただいた上で各自治体において判断いただくよう依頼することとしているので、予めご検討をいただきたい。

(4) その他

一時扶助（被服費等）、住宅扶助の住宅維持費、出産扶助（施設分べん）、生業扶助の技能修得費（高等学校等就学費を除く。）及び新規就労控除については、それぞれの扶助等の性格を踏まえ、費用の実態等を勘案し、所要の改定を実施することとしている。

8 生活保護法施行事務監査等について

(1) 平成25年度における生活保護法施行事務監査の実施について

ア 都道府県・指定都市が実施する生活保護法施行事務監査

生活保護法施行事務の監査については、①前年度監査結果に基づいた管内の保護の実施機関（以下「実施機関」という。）ごとの問題点の把握・整理、②これらを

踏まえた的確な監査の実施、③当該実施機関のその後の改善状況の確認及び指導等一連の事務が、P D C Aサイクルを意識して効果的に実施される必要がある。

このためには、本庁の生活保護主管課長のリーダーシップと監査実施体制の確保が不可欠であるが、一部の本庁において、本庁生活保護主管課長が、生活保護指導職員であるにもかかわらず監査等に参画せず、一方で、管内実施機関で重大な問題が発生している状況も見受けられる。

については、少なくとも問題を有する実施機関、大規模実施機関等に対しては、生活保護主管課長が班長として実地に監査を行い、改善に向けた指導を行う体制となるよう引き続きご留意願いたい。

なお、厚生労働省においては管内実施機関の数等に応じ、担当課長をはじめ一定数の職員について、生活保護指導職員として人件費を補助しているところであるので念のため申し添える。

イ 国が実施する生活保護法施行事務監査

平成25年度については、従来どおりすべての都道府県・指定都市（以下「都道府県等」という。）に対して監査を実施することとしているので、了知願いたい。

また、実施機関の選定については、4月に実施する各都道府県等からのヒアリングの結果に基づき決定することとしているが、事件・事故の発生した実施機関や本庁監査において問題点の多い実施機関への監査を実施するとともに、重大な事件・事故の発生を踏まえ、必要に応じ特別監査等を実施することとしている。

ウ 生活保護法施行事務監査に係る生活保護指導職員会議

近年、保護の相談・申請及び廃止における不適正な取扱い、職員による保護費の詐取などの不正事案、暴力団関係者による不正受給事例など、広範囲にわたり種々の問題が生じており、本庁における管内実施機関に対する監査の充実が求められている。このため、来年度においても今年度同様、各都道府県等の生活保護指導職員を対象に、下記のとおり会議を開催することとしている。詳細については、決定次第連絡することとしているので、監査班長など関係職員の派遣について配慮願いたい。

○ 生活保護法施行事務監査に係る生活保護指導職員会議

対象者：各都道府県等の生活保護指導職員

開催時期：平成25年5月下旬

開催期間：3日

開催場所：東京都内（予定）

内 容：監査のPDCAサイクルや監査手法等

(2) 生活保護査察指導員等に対する研修について

ア 生活保護新任査察指導員・新任指導職員基礎研修会

生活保護制度は現業事務を基本に成り立っており、現業事務を適正に実施するために査察指導機能は極めて重要である。

また、都道府県等本庁において監査業務に従事する生活保護指導職員等は、生活保護事務に係る法制度を十分に理解していることはもとより、実施機関の現場における査察指導のあり方等も理解の上実際の指導等に当たる必要がある。

こうしたことに鑑み、監査時における個別指導に加え集団指導として、現業事務経験のない生活保護査察指導員及び生活保護事務経験のない都道府県等本庁指導職員等を対象に、下記のとおり研修を実施することとしている。詳細については、決定次第連絡することとしているので、関係職員の参加について管内実施機関を含めて配慮願いたい。

○ 生活保護新任査察指導員・新任指導職員基礎研修会

対象者：現業事務経験のない生活保護査察指導員及び生活保護事務経験のない
都道府県等本庁指導職員等

開催時期：平成25年5月中旬

開催期間：3日

開催場所：東京都内（予定）

内 容：生活保護事務の基本に係る講義及び分科会による「査察指導」及び
「指導監査」それぞれの基本的知識等の習得

イ 全国生活保護査察指導員研修会（仮）

査察指導員として一定の経験を有する生活保護査察指導員等を対象に、下記のとおり研修を実施することとしている。

なお、平成22年度以前に例年開催していた「全国生活保護査察指導に関する研究協議会」については、東日本大震災の影響等により平成23年度及び平成24年度の開催を見送ったところであるが、平成25年度の実施に当たり、より現場の実態や課題に即した研修にするべく、名称を変更するとともに、実施方針及びその内容等について現在検討を重ねている。詳細については、決定次第連絡することとしているので、関係職員の派遣について管内実施機関に対して配慮願いたい。

○ 全国生活保護査察指導員研修会（仮）

対象者：一定の経験を有する生活保護査察指導員等

開催時期：平成25年8月下旬

開催期間：3日（予定）

開催場所：東京都内（予定）

内 容：求められる査察指導業務に係る講義及び意見交換等（予定）

第2 新たな生活困窮者支援体系の構築について

(生活困窮者自立支援室)

(1) 新たな生活困窮者支援体系について【P29 (参考資料1) 参照】

現状、生活保護受給者は約215万人を超え、とりわけ稼働年齢層が増加している状況にある。また、非正規雇用労働者や年収200万円以下の世帯も増加しており、生活困窮に至るリスクの高い層が増加している。さらに、生活保護受給世帯のうち、約25%の世帯主が出身世帯も生活保護を受給しているという調査結果にも見られるように、いわゆる「貧困の連鎖」も生じている。

こうした中で、厚生労働省においては、生活困窮者の自立を促進する観点から、住宅手当緊急特別措置事業や総合支援資金の貸付け、地方自治体とハローワークが一体となった就労支援等の措置を講じてきたところである。

また、一部の地方自治体では、こうした取り組みに加え、先進的に生活困窮者の自立支援に取り組み、効果をあげているところもある。

しかしながら、現状では、いわゆるこうした「第2のセーフティネット」が十分に整備されているとは言い難く、先進的な取り組みの実施が一部の地域にとどまっているほか、人材やノウハウ、財源が十分でないなどの課題がある。

このため、生活保護制度の見直しにとどまらず、生活困窮者支援の充実・強化に総合的に取り組み、特に、就労可能な者に対して、生活保護受給に至る前の段階から早期に就労・相談支援等を行うことにより、生活困窮状態からの脱却を可能にする新たな生活困窮者支援制度を構築し、全国的な体制整備を進めていく必要がある。

※ こうした見直しの方向性については、昨年8月に成立した「社会保障制度改革推進法」（平成24年法律第64号）附則第2条にも盛り込まれている。

「社会保障制度改革推進法」（平成24年法律第64号）抜粋

(生活保護制度の見直し)

附則第二条 政府は、生活保護制度に関し、次に掲げる措置その他必要な見直しを行うものとする。

- 一 不正な手段により保護を受けた者等への厳格な対処、生活扶助、医療扶助等の給付水準の適正化、保護を受けている世帯に属する者の就労の促進その他の必要な見直しを早急に行うこと。

二 生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに総合的に取り組み、保護を受けている世帯に属する子どもが成人になった後に再び保護を受けることを余儀なくされることを防止するための支援の拡充を図るとともに、就労が困難でない者に関し、就労が困難な者とは別途の支援策の構築、正当な理由なく就労しない場合に厳格に対処する措置等を検討すること。

これらを踏まえ、厚生労働省においては、昨年4月に、生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しを一体的に検討するため、社会保障審議会に「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」を設置し、12回にわたり議論を進めてきたところである。特別部会は、本年1月25日に報告書の取りまとめを行い、新たな生活困窮者支援制度についても様々な提言を行っている。

※ 特別部会報告書における新たな生活困窮者支援制度の概要

【基本的な考え方】

- 生活保護に至る前の段階で早期に支援を行うとともに、必要に応じて生活保護受給者も活用できるようにすることにより、困窮状態からの脱却を図る。
- 地方自治体が実施主体となり、民間団体と協働して取り組む。

【具体的な仕組み】

- (1) 生活困窮者の自立までを包括的・継続的に支える新たな相談支援体制の構築
- (2) 就労に向けた生活訓練・社会訓練・技術習得訓練を有期で行う事業（「就労準備支援事業」）の実施
- (3) 一般就労が直ちに難しい者に支援付きで軽易な作業等の機会を提供する「中間的就労の場」の育成支援
- (4) ハローワークと自治体が一体となった就労支援体制の全国的な整備
- (5) 家計収支等に関するきめ細かな相談支援の強化
- (6) 離職により住居を喪失した生活困窮者に対する家賃補助のための給付金（有期）の制度化
- (7) 子ども・若者の貧困の防止
 - ① 地域若者サポートステーションの充実強化
 - ② 生活困窮家庭の子どもに対する学習支援等を行う事業の実施

本報告書においては、「報告書の内容を踏まえ、新たな生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しについて必要な法整備等の検討を行うべき」こととされている。厚生労働省としても、速やかに新制度を実施できるよう、関連する法案の提出を含め、政府部内・与党との調整を進めていきたい。

なお、本報告書では、生活困窮者支援の体系化等に当たっては、国と地方が

それぞれの役割を踏まえ、しっかりとした対応が図られるべきとされている。これは、これまでになかった施策分野を新たに創造し、全国的な制度として構築を図るものであることから、厚生労働省としても、制度の円滑な施行に向けて、地方自治体関係者のご意見を丁寧に伺いながら、具体的な検討を進めていきたいと考えているので、引き続きご協力をお願いしたい。

(2) 生活困窮者自立促進支援モデル事業について【P34（参考資料2）参照】

平成25年度予算（案）においては、新たな生活困窮者支援制度の構築に向け、「生活困窮者自立促進支援モデル事業」の実施に必要な経費について、セーフティネット支援対策等事業費補助金の中に約30億円を盛り込んでいる。

新たな生活困窮者支援制度については、早ければ平成27年度からの本格的実施を目指していることから、本モデル事業については、これら新制度による支援を試行的に展開し、地域における支援体制を計画的に整備するとともに、そこから得られる課題等を抽出し、平成27年度の本格施行に向けた制度設計に反映させていくために実施するものである。各地方自治体におかれては、こうした趣旨をご理解いただいた上で、積極的な取り組みをお願いしたい。

なお、本モデル事業の概要は、参考資料2のとおりであり、詳細は追ってお知らせするが、予算成立後速やかに執行することとしているので、実施を希望する地方自治体におかれては、必要な準備をお願いしたい。

※ 生活困窮者自立促進支援モデル事業のポイント

【事業内容】

(1) 生活困窮者の自立に関する相談支援事業

生活困窮者からの相談を受け、アセスメントを通じて支援計画の策定を行い、自立に向け、住宅手当などの既存事業との連携も含めた包括的な支援を実施するとともに、社会福祉協議会やハローワークなど関係機関とのネットワークづくりを推進。

(2) 就労促進のための支援事業

- ① 一般就労に向け、生活習慣の確立、社会参加能力の形成等の基礎能力の形成等を支援を実施（就労準備支援事業）
- ② 一般就労に就くことが困難な者に対して、支援付きの就労である「中間的就労」の場を育成支援（中間的就労の推進）

(3) 家計相談支援事業

生活困窮者の家計の再建のため、家計収支等に関するきめ細やかな相談支援を実

施。

- (4) その他、地域の実情に応じた生活困窮者の自立の促進に資する事業
例) 生活困窮家庭の子どもに対する学習支援等

【実施主体】

原則として指定都市、中核市、市区町村（町村については福祉事務所設置町村）。

なお、都道府県については、管内町村部及び福祉事務所設置市区町村と連携して支援体制の構築に取り組む場合に限る。（事業の全部又は一部委託可）

【補助額】

事業実施対象地域単位の人口規模に応じた上限額を設定。

- ・ 人口30万人を超える場合 6,000万円以内の必要額
- ・ 人口30万人以下の場合 4,000万円以内の必要額

注1：補助額は予定であり、変更があり得る。

注2：モデル事業の実施期間が12月未満の場合、上限額は変動する。

- (3) 住宅手当緊急特別措置事業について【P35（参考資料3）参照】

（※平成25年度より名称を変更し「住宅支援給付事業」となる予定）

「住宅手当緊急特別措置事業」については、離職により住宅を喪失した者等に対して、家賃相当額の住宅手当を支給することにより、再就職に向けて安定した住居を確保するとともに、各地方自治体に配置されている住宅確保・就労支援員により就職活動を支援する事業であるが、平成21年10月の事業開始後の実績は以下のとおりとなっている。

【住宅手当実績】

平成24年11月末現在

実績	支給決定件数 (新規決定分)	常用就職者数※	常用就職者率
平成21年度	19,741	1,546	7.8%
平成22年度	37,151	15,525	41.8%
平成23年度	24,161	13,176	54.5%
平成24年度	13,815	7,937	57.5%
計	94,868	38,184	

※注1 住宅手当緊急特別措置事業は、平成21年10月より実施。

※注2 東日本大震災の被災等により、平成23年3月～5月の間、一部市については、含まれていない。

※常用就職者数：雇用契約において、期間の定めがない又は6か月以上の雇用期間が定められているもの。

本事業は、毎年度着実に就職率を伸ばしており、生活保護に至らないためのセ

ーフティネットとして一定の効果をあげていると考えられる。

このため、平成24年度経済対策第2弾において、「緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）」を積み増しし、本事業の実施期限を1年延長するとともに、就労支援機能を強化する観点から、平成25年度より、対象者要件や就職活要件等を見直すこととしているので、ご了承ください。

今後とも、本事業の効果的な実施に向け、ハローワークや社会福祉協議会との一層の連携を図るとともに、本事業のより一層の利用促進に取り組んでいただくようお願いしたい。

〔住宅手当制度の見直し概要〕（参考資料3参照）

	現行住宅手当制度	改正後
名称	住宅手当緊急特別措置事業	住宅支援給付事業
支給対象者		
離職時期	平成19年10月1日以降に離職したこと	申請時点で離職後2年以内の者
年齢制限	なし	申請時点で65歳未満の者
就職活動要件		
公共職業安定所での職業相談	月1回以上	月2回以上
住宅確保・就労支援員による面接等	月2回以上	月4回以上
支給期間	原則、6か月間が上限 一定の条件を満たす場合は、3か月間延長可能（＝9か月間）	原則、3か月間が上限 一定の条件を満たす場合は、3ヶ月毎に最長6か月間延長可能（＝9か月間）
受給中の支援 ※		
就労自立のための支援	なし	利用者自身の就職活動で就職が可能と判断される場合を除き原則として、住宅確保・就労支援員等による支援に加え、次のいずれかの支援を受けるものとする ①日常・社会生活支援 ②生活保護受給者等就労自立促進事業(仮称)

※就労自立のための支援は、平成25年7月から実施を予定。内容については、現時点案です。

1 社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書の概要

**社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会
報告書（平成25年1月25日）の概要**

1. 総論

（1）現状と課題

- 1990年代の半ばから、安定した雇用が減少し世帯構造も変化するなかで、現役世代を含めて生活困窮者が増大。生活困窮は、いわゆる貧困の連鎖により子ども達の未来に影響を与え、あるいは、自立への意欲を損ない、地域社会の基盤を脆弱にする。
- こうした中で、生活保護制度の自立助長機能を高めることと併せて、生活困窮者に対し、生活保護受給に至る前の段階から安定した就労を支援することが緊要の課題。
- 新しい生活支援体系は、生活保護制度の改革と生活困窮者支援制度の導入の一体的実施によって実現されるべき。

（2）新しい生活支援体系：4つの基本的視点

自立と尊厳：すべての生活困窮者の社会的経済的な自立を実現するための支援は、一人一人の尊厳と主体性を重んじたものでなければならない。

つながりの再構築：孤立している人々が多様なつながりを再生・創造できることを目指し、そのつながりを人々の主体的な参加の基盤とする。

子ども・若者の未来：次世代が可能なかぎり公平な条件で人生のスタートを切ることができるように、その条件形成を目指す。

信頼による支え合い：制度に対する国民の信頼を強めるため、生活保護制度の情報を広く提供しつつ、信頼を損なう制度運用の実態は是正。

（3）新しい生活支援の具体的なかたち

包括的・個別的な支援：地域における多様なサービスをできる限り一括して提供する。生活困窮者それぞれの事情に応じた個別的な支援を提供する。

早期的・継続的な支援：訪問型も含めた早期対応が図られることが大切。個々人の段階に応じたサービスが提供されるような継続的な支援を行う必要。

分権的・創造的な支援：民間の柔軟で多様な組織が活かされ、国や自治体がこれを支える。地域ごとの多様な条件に応じて創造的な取組を可能にする。

2. 新たな生活困窮者支援制度の構築について

(1) 基本的な考え方

- 新たな生活困窮者支援制度は、生活困窮者に対し、生活保護に至る前の段階で早期に支援を行うとともに、必要に応じて生活保護受給者も活用できるようにすることにより、困窮状態からの早期脱却を図るものである。
- こうした制度の構築に当たっては、国と地方自治体、行政と民間とが、それぞれの役割の下、協働して取り組む必要がある。

(2) 新たな相談支援の在り方について

- 複合的な課題を抱える生活困窮者に対して適切な支援を実施するため、新たな相談支援体制を構築すべき。新たな相談支援では、地域のネットワークや訪問支援を通じた生活困窮者の把握、生活困窮者の抱える課題の適切な把握とそれに基づく支援計画の策定や必要なサービスへのつなぎ、それぞれの支援の効果を評価・確認しながら生活困窮者本人の自立までを包括的・継続的に支える支援を行っていくことが必要。
- 実施主体は福祉事務所設置自治体を中心に考え、社会福祉法人、NPO等への委託も可能とすることが適当。
- 新たな相談支援体制を確立するに当たっては、人材育成の制度化が必要であり、国において標準的な研修カリキュラムを示すことなどが必要。

(3) 就労準備のための支援の在り方について

- 既存の職業紹介や求職者支援制度等の就労支援の対象となく、直ちには一般就労が難しい稼働年齢世代の生活困窮者に対し、①生活習慣の形成や回復のための訓練、②就労の前段階として必要な社会的能力を身につけるための訓練、③就労経験の場を提供し、就職活動に向けた技法や知識の取得等の支援を行う訓練、を本人の状態に応じて、一定の期間提供する事業（就労準備支援事業）の実施が必要。
- 実施主体は福祉事務所設置自治体を中心に考え、社会福祉法人、NPO等への委託も可能とすることが適当。
- 新たな相談支援事業で作成する支援計画に基づき実施することが必要。

(4) 中間的就労の在り方について

- 直ちに一般就労を求めることが難しい生活困窮者について、一定程度の生活習慣が確立していることを前提に、支援付きの訓練の場として、軽易な作業等の機会を提供する中間的就労の場を設けることが必要。